

信州高島藩領 諏訪郡金沢宿本陣間屋四代目当主

小松三郎左衛門は自村と隣村との山論に對する藩の

不当裁定に強く抗議し、直訴も辞さない決意をもつて

百度願ひ出りに及びしところ、奉行所は入牢を申しつ

け、直ちに磔刑に処せらる。時に延宝六年(一六

七八)十月二十五日、金沢下町の宮川沿いに於いて

涙で見守る住民多数の前で三十四才の若さを一期に其の

生涯を終焉せり。更に同族たる鑄物師屋新田の小松久

兵衛もまた此の事件に連座したるとして藩士の地位を

失ふ。然るに久兵衛の嗣子、今右衛門は其の慰霊を

追善とて計り、湯の湯の開發を始め、湯の道に三十三

番觀世音菩薩石像を配列し、更に親族の福沢村名主

竹内勘兵衛の助力を得て、寶の河原に地蔵尊像を造

立す。時に安永二年(一七七三)七月のことなり。

三郎左衛門の遺族は久兵衛家の懇篤なる扶養を受け

妻お松は九十八才の天命を鑄物師屋にて全うす。

事件の後二百年、明治十三年に至り宮城上等裁判所

に於いて、遂に此事件は金沢側の勝訴判決となり、三郎左

衛門の悲願はこゝに漸くにして達成するを得たり。

大方の諸賢には、義人三郎左衛門の心情を察せら

れ、併せて深山の安泰を祈願せられんことを希うものなり。

昭和六十三年十月吉日

竹内文夫 識